

## 公民連携手法導入優先的検討方針

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備・運営等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による地域経済の活性化を実現していくためには、公共施設等の整備・運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、本県においても、多様な公民連携手法を導入していくことが必要である。

このため、本県における公共施設等の整備・運営等に当たっては、本方針に基づき、従来型手法に優先して公民連携手法の導入検討を全庁的に実施していくこととする。

### 1 定義

本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

用語	定義
P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
公共施設等	P F I 法第2条第1項に規定する公共施設等
整備・運営等	建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。
利用料金	P F I 法第2条第6項に規定する利用料金（公共施設等の利用に係る料金）
運営等	P F I 法第2条第6項に規定する運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。）
公共施設等運営権	P F I 法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
優先的検討	公共施設等の整備・運営等の方針を検討するに当たって、多様な公民連携手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備・運営等を行う従来型手法に優先して検討すること
従来型手法	公共施設等の整備・運営等に当たって、設計、建設、維持管理、運営等をそれぞれ分割して発注する手法

### 2 対象とする公民連携手法

検討の対象とする公民連携手法は次のとおりとするが、これら以外の手法の導入の検討も可能とする。

ア 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公共施設等運営権方式</li> <li>②指定管理者制度</li> <li>③包括的民間委託</li> <li>④O方式（運営等 Operate）</li> </ul>
イ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①B T O方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate）</li> <li>②B O T方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer）</li> <li>③B O O方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate）</li> <li>④D B O方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate）</li> <li>⑤R O方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate）</li> <li>⑥E S C O（建物の省エネルギーに関する包括的なサービ</li> </ul>

	スを事業者が提供し、削減した光熱水費の中からサービス料と顧客の利益を生み出す事業)
ウ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	①B T方式 (建設 Build-移転 Transfer) ②D B方式 (設計 Design-建設 Build) ③民間建設借上方式

### 3 優先的検討の開始時期

次に掲げる場合に、優先的検討を行うものとする。

- (1) 新たに公共施設等の整備・運営等を行うために基本構想、基本計画等を策定しようとする場合
- (2) 公共施設等の運営等の見直しを行おうとする場合
- (3) 県有地の未利用資産等の有効活用を検討しようとする場合

### 4 優先的検討の対象とする事業

次の(1)及び(2)に該当する整備・運営等の事業を優先的検討の対象とする。

なお、(2)で基準としている事業費未満の事業であっても、優先的検討の対象とすることを妨げない。

- (1) 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる整備・運営等の事業
  - ア 建築物又はプラントの整備・運営等の事業
  - イ 利用料金の徴収を行う整備・運営等の事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準を満たす整備・運営等の事業
  - ア 設計費を含む整備費の総額が10億円以上の整備・運営等の事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)
  - イ 単年度の維持管理・運営費が1億円以上の運営等の事業
- (3) 対象事業の例外
 

次に掲げる整備・運営等の事業は、優先的検討の対象から除くものとする。

  - ア 既に公民連携手法の導入が前提とされている整備・運営等の事業
  - イ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている整備・運営等の事業
  - ウ 民間事業者が実施することが法的に制限されている整備・運営等の事業
  - エ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある整備・運営等の事業

### 5 適切な公民連携手法の選択

#### (1) 採用手法の選択

事業担当課室は、優先的検討の対象となる整備・運営等の事業について、サウンディングを実施するなど民間事業者と対話を行い、当該事業の期間、特性、規模等を

踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な公民連携手法（以下「採用手法」という。）を選択の上、7の簡易検討又は8の詳細検討を実施するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

なお、指定管理者制度の対象となり得る公共施設等を新たに整備しようとする場合、既存の公共施設等に新たに同制度を導入しようとする場合又は公共施設等の指定期間を更新しようとする場合は、指定管理や同制度以外の公民連携手法も併せ、市場性やその条件について検討するものとする。

## （2）評価を経ずに行う採用手法導入の決定

採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

<p>ア 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式</p>	<p>7の簡易検討を省略し、8の詳細検討を実施</p>
<p>イ 民間事業者から公民連携に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法</p>	

## 6 庁内における優先的検討の実施体制

7の簡易検討及び8の詳細検討は、次の構成による「公民連携手法導入推進委員会」（以下「委員会」という。）において実施するものとする。

なお、委員会の運営等について必要な事項は、別に定める。

委員長：総務部長

副委員長：総務部次長

委員：各部局（総務部を除き、教育庁及び警察本部を含む。）の次長（相当職を含む。）

事務局：総務部行政経営課

## 7 簡易検討

事業担当課室は、4（2）イに掲げる場合を除き、（1）の定性評価及び（2）の定量評価（採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときなど定量評価が困難な場合には（3）のその他の方法による評価）を実施し、その結果に基づき別紙様式1「公民連携手法導入簡易検討調書」を作成し、委員会に提出する。

5（1）において、複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について同様の評価を実施する。

4（2）イに掲げる場合は、別紙様式2「公民連携手法導入簡易検討調書」を作成し、委員会に提出するものとする。

委員会は、「公民連携手法導入簡易検討調書」の内容を総合的に判断し、導入の適否に関する意見を述べるものとする。

なお、同種の事例やサウンディング、これまでの実績などから、簡易検討のみで十分な検討が可能と判断される場合は、詳細検討を省略可能とするが、簡易検討時に委員会において了承を得ることとする。

### (1) 定性評価

次の項目について、採用手法の適性を評価する。

- ア 法令上の制約
- イ 民間の事業参入可能性
- ウ 民間ノウハウの活用可能性
- エ 民間に期待する成果の明確性
- オ 国や他の地方公共団体における導入実績
- カ 時間的余裕の有無

### (2) 定量評価（費用総額の比較による評価）

自ら公共施設等の整備・運営等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価する。

- ア 公共施設等の整備・運営等（運営等を除く。）の費用
- イ 公共施設等の運営等の費用
- ウ 調査に要する費用
- エ 資金調達に要する費用
- オ 利用料金収入
- カ 民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）

### (3) その他の方法による評価

次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価する。

- ア 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- イ 類似事例の調査を踏まえた評価

## 8 詳細検討

事業担当課室は、7の簡易検討において採用手法の導入に適しないと評価された整備・運営等の事業以外の事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、民間事業者に求めるサービスの要求水準、官と民のリスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備・運営等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との比較資料等を作成する。作成した資料は、委員会に提出する。

委員会は、提出された資料の内容を総合的に判断し、導入の適否に関する意見を述べるものとする。

## 9 評価結果の公表

事業担当課室は、7の簡易検討又は8の詳細検討において、採用手法の導入に適し

ないとした場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期に県のウェブサイト上で公表するものとする。

事項	時期
①採用手法を導入しないこととした旨その他当該整備・運営等の事業の予定価格の推測につながらない事項	採用手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
②公民連携手法導入簡易検討調書の内容 ※7(3)のその他の方法による評価の場合は客観的な評価結果の内容 ※8の詳細検討の結果を踏まえて更新した場合は、当該更新した後のもの	入札手続の終了後等適切な時期

## 10 施行

この方針は、平成29年10月3日から施行する。

この方針は、平成30年4月27日から施行する。

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

この方針は、令和5年9月1日から施行する。

この方針は、令和6年4月1日から施行する。

### <参考>

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律  
(平成11年法律第117号)

#### (定義)

第二条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。

一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道その他の公共施設

二 庁舎、宿舍その他の公用施設

三 教育文化施設、スポーツ施設、集会施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街その他の公益的施設及び賃貸住宅

四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設

五 船舶、航空機その他の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）

六 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であつて、第十六条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。）を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画

をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。) を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。

7 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

## 公民連携手法導入簡易検討調書

年 月 日

## 1 事業概要書

部局課室名			事業名		
事業内容	検討する公民連携手法				
	当該手法採用の理由				
	事業期間	整備期間	年	維持管理・運営期間	年
	1 場所			2 用地面積	m <sup>2</sup>
事業用地関係	3 事業用地の確保	<input type="checkbox"/> 県有地		<input type="checkbox"/> 県有地以外の公有地（買収・賃借）	
	4 その他(規制等)	<input type="checkbox"/> 民有地（買収・賃借）			
事業費関係※	1 設計費	千円		2 建設費	千円
	3 維持管理・運営費	千円/年			
補助制度	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 【有の場合、制度名称と内容】				
参考情報※					

※ 事業費は、従来型手法による算定額を記載

※ 参考情報は、公共施設のあり方検討結果（既存施設の建替の場合）やこれまでの検討状況等を記載

※ 調書作成に当たり、必要に応じて補足資料（事業概要、事業スケジュール、従来手法による予算の内訳等）を添付すること。

## 2 定性評価結果

項目	評価基準	評価
法令上の制約	設置主体や管理主体の制限等、法令上民間事業者が事業主体になることが制限されていないこと。	
	【評価理由】	
民間の事業 参入可能性	民間に同種・類似の業務が存在しており、多くの民間の事業者の参入が見込まれること。	
	【評価理由】	
民間ノウハ ウの活用可 能性	施設内容や運営部分に民間事業者が自らのノウハウを活用して、創意工夫できる範囲が広く、効率的・効果的なサービス提供が可能であると見込まれること。	
	【評価理由】	
民間に期待 する成果の 明確性	民間事業者に委ねるサービス内容、達成すべき数量的なサービス水準が明確に規定できること。	
	【評価理由】	
国や他の地 方公共団体 における導 入実績	国や他の地方公共団体による導入事例があること。	
	【評価理由】  【導入事例】 ※別紙でも可 ①省庁、地方公共団体等の名称、②事業名、実施方針公表年度、③事業概要、④VFM算定（特定事業選定時、事業者選定時それぞれのVFM）	
時間的余裕 の有無	採用手法（特にPFI手法）で実施した場合に想定されるスケジュールで支障がないこと。	
	【評価理由】	

「評価」への記入方法 ○：採用手法に問題はない。 ×：採用手法に問題があり、検討の余地がない。

△：採用手法に問題はあるが、検討の余地がある。

※この場合は、【評価理由】で「検討の余地」について補足すること（別紙でも可）。

3 定量評価結果  
 (1) 定量評価調書

※算出根拠等は記載例

項目	従来型手法の費用 (公共施設等の管理者等が自ら整備・運営等を行う手法)	採用手法の費用 (候補となる公民連携手法)
整備・運営等(運営等を除く。)費用		
〈算出根拠〉	国土交通省新営予算単価による積算	従来型手法の整備等費用より〇%削減
運営等費用		
〈算出根拠〉	現〇〇〇〇〇〇維持管理費の平均額(類似施設)	従来型手法の運営等費用より〇%削減、 SPC運営費用〇〇千円/年
調査等費用		
〈算出根拠〉		SPC設立費用 〇〇千円 アドバイザー費用 〇〇千円 モニタリング費用 〇〇千円/年
資金調達費用		
〈算出根拠〉	起債償還利率〇%で算出	起債償還利率〇%で算出 その他長期借入金は基準金利〇%+上乗せ金利(スプレッド) 〇%、建中利子〇%で算出
利用料金収入		
〈算出根拠〉		
税金		
〈算出根拠〉		各年度の損益に法人実効税率29.74%を乗じて算出
税引後損益		
〈算出根拠〉		EIRR〇%で算出
補助金、交付金等		
〈算出根拠〉	〇〇〇〇費用の〇%で算出	〇〇〇〇費用の〇%で算出
合計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率(VFM)		
その他(前提条件等)		割引率〇% SPC資本金〇〇円

※ 事業担当課室は、内閣府民間資金等活用事業推進室『PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定・運用の手引(令和8年3月)』P137の記載例を参考に国土交通省が作成した「VFM簡易計算ソフト」等を用いて記載すること。

(2) 定量評価調書記載の根拠

①従来型手法による場合の費用（P S C）の算定根拠

※算定根拠等は記載例

公共施設等の整備・運営等（運営等を除く。）の費用	基本構想、基本計画等において想定される施設の設計、建設、製造又は改修に要する額
公共施設等の運営等の費用	基本構想、基本計画等において想定される施設の運営等に要する額
資金調達に要する費用	起債等により公共施設等の管理者等が自ら資金調達を行った場合の費用（運営等期間と同じ県債〇年物の利率で算出）
利用料金収入	基本構想、基本計画等において想定される額

②採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備・運営等（運営等を除く。）の費用	従来型手法の整備等費用より〇%削減を想定（類似施設である〇〇〇〇の例から）
公共施設等の運営等の費用	従来型手法の運営等費用より〇%削減を想定（類似施設である〇〇〇〇の例から） 事業期間中S P C運営費用を計上（〇〇〇〇の例から）
調査に要する費用	S P C設立費用を計上（〇〇〇〇の例から） アドバイザー費用を計上（〇〇〇〇の例から） 事業期間中モニタリング費用を計上（〇〇〇〇の例から）
資金調達に要する費用	起債等の費用は従来型手法と同額を計上 その他長期借入金は基準金利〇%（運営等期間と同じ国債〇年物の利率）＋上乗せ金利（スプレッド）〇%で算出、建中利子は〇%（日銀短期プライムレート（最頻値））で算出（〇〇〇〇の例から）
利用料金収入	基本構想、基本計画等において想定される額より〇%増加（〇〇〇〇の例から）
税金	法人実効税率29.74%により算出（B T O方式の場合）
民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）	E I R R（投資家から見た内部収益率）がR E I T（不動産投資信託）の利回りを参考に〇%以上確保されることを想定

③その他の条件

割引率	運営等期間と同じ国債〇年物の利率で算出（〇〇〇〇の例から）
S P C資本金	従来型手法の事業費の〇%を想定（〇〇〇〇の例から）

※内閣府民間資金等活用事業推進室『PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定・運用の手引（令和8年3月）』P139～144の記載例を参考に記載すること。

4 定性評価、定量評価結果等を踏まえた公民連携手法導入に関する事業担当課室の意見

事業担当課室名：

<input type="checkbox"/> 公民連携手法で実施	<input type="checkbox"/> 従来型手法で実施
その他の方法による評価（費用総額の比較が困難と認めるときに記載）	
理由（定性評価、定量評価結果、その他の方法による評価を踏まえた総合的な判断を記載）	



2 指定管理者制度導入施設の評価に係る外部有識者委員会からの評価（提言）・今後の対応方針について（県所管課）

評価実施	<input type="checkbox"/> 実施済（令和 年度） <span style="margin-left: 200px;"><input type="checkbox"/> 未実施（令和 年度実施予定）</span>
外部有識者委員会からの評価（提言） ※「県の施策達成に向けた施設運営について」部分を抜粋	
今後の対応方針 ※「県所管課」部分を抜粋	

3 サウンディング概要

<input type="checkbox"/> 実施済  <input type="checkbox"/> 未実施	【主な提案等の意見】（令和 年 月 日実施 参加者数： 者）※未実施の場合はその理由を記載
--	---

#### 4 更新手法内容等

更新時採用手法	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> その他公民連携手法（      ）			
手法詳細	管理期間		公費負担内容 ※3	
採用理由	手法			
	管理期間			
	公費負担内容			
事業者選定手法	<input type="checkbox"/> 非公募（下記に理由を記載） <input type="checkbox"/> 公募			
施設の目標 ※4				
施設の目標 設定理由・根拠				
その他 特筆すべき事項				

※3 指定管理者制度の場合であれば、「利用料金併用制」、「指定管理料制」又は「なし（完全利用料金制）」と記載。

※4 募集要項、基本協定書等への記載を見据えて設定（可能な限り定量的な目標を設定）。